

東日本大震災により被災されたお客さまに対する
保険料払込猶予期間の再延長等の実施について
(追加対応)

今回の東日本大震災により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域のお客さまへの特別取扱いとして、保険料払込猶予期間の延長を実施しておりますが、これまでの被災地の復旧・復興状況を踏まえ、以下のとおり、追加の特別取扱いを実施することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

1. 保険料払込猶予期間の再延長

保険料のお払込みについて猶予する期間を更に3か月間延長いたします。

実施済の6か月と合わせ、**最長で平成23年12月末までの延長**となります。

2. 猶予した保険料の払込期日に関する特別取扱い

保障をご継続されるためには、上記1.の保険料払込猶予期間分の保険料を保険料払込猶予期間の末日までにお払いいただく必要がございます。

しかしながら、上記期日までに保険料払込猶予期間分の保険料全額のお払込みが困難な場合には、**平成24年1月より継続して保険料をお払込みいただくことにより、1.の保険料払込猶予期間分の保険料の払込期日を平成24年10月末日まで**といたします。この場合、平成23年12月末までに保険契約者さまからのお申し出が必要となります。

また、1.の保険料払込猶予期間分の保険料については、分割してお払込みいただくことも可能です。

※本取扱いは、平成23年9月末日まで保険料払込猶予期間の延長を行い、その期間内に通常通りのお払込みをいただけないご契約を対象に実施いたします。

3. 保険料払込猶予期間の適用条件の緩和

保険料払込猶予期間内に保険料払込猶予期間の延長のお申し出がいただけず、「ご契約復活のおすすめ」がお手元に送達された場合であっても、保険契約者さまからのお申し出により、**1.の保険料払込猶予期間の延長を適用**する特別取扱いをいたします。

4. 「契約者貸付等における保険契約の失効」(オーバーローン失効)に関する特別取扱い
契約者貸付または保険料の振替貸付が適用されているご契約に関して、貸付元利金が解約返戻金をこえることにより発生する失効(オーバーローン失効)につきましても保険契約者さまからのお申し出により、**1.の保険料払込猶予期間**の範囲内で、保険契約を失効させない特別取扱いをいたします。

(注) 本取扱いは「東日本大震災」にかかる災害救助法の適用地域(ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除きます。)のご契約が対象になります。

お取扱いの詳細につきましては、サービスセンターまでお問い合わせください。

サービスセンター (フリーダイヤル) 0120-521-513

受付時間 9:00~17:00 (土日・休日・年末年始を除きます。)

以上